

EPA利用推進の取組に係る有識者勉強会
第5回 事業者課題・民間専門家課題合同WG

外国税関における EPA手続の課題

2024年12月23日(月)13:00~14:50
【Microsoft Teamsによるフルオンライン】

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課
石川雅啓
(グローバルBiz専門職大学 教授)

事例1**日本と韓国とのHSコードの相違(1)****(内容)**

日本から高電圧の測定器を90類の測定器として日本側では輸出申告し、韓国向けに輸出した。ところが、韓国での輸入通関後、韓国税関による事後調査で、本製品は高電圧測定後にアラームが鳴るものであるため、85類の警報機ではないかとの指摘を受けた。韓国では、90類の測定器であれば無税で輸入できるが、85類の警報機だと8%の関税が課されてしまう。

(回答例)

HS条約に基づく「関税率表の解釈に関する通則」から論理的に反論を展開する。日本で90類で申告し輸出の許可を受けた際に発行された輸出許可書の写しを提示する。また日本税関からHSコードに関する教示を得る(日本の場合、事前教示制度自体は輸入のみに適用されるが、輸出の場合も参考程度の範囲でメール添付での文書の回答が得られる)。

事例2**日本と韓国とのHSコードの相違(2)****(内容)**

日本から動物用医薬品HS3004.50を韓国向けに輸出したが、韓国での輸入通関時に3003.90で輸入されてしまいました。このため、現地輸入業者に韓国税関へ相談し、分析テストも行ってもらったが、結局変更がなされず特惠を受けられなかった。輸入国税関でHS分類の見解が異なる場合は最終的には当該税関の見解が優先されることは理解しているのだが、日本の生産者の判定しているHSコードと韓国当局の判断が異なっている。どちらのHSコードも特惠が受けられて無税にはなるのだが、こちらとしては韓国当局の判断を鵜呑みにして虚偽?のようなHSコードでCOOを発給しなければいけなくなるのは違うと思う。

(回答例)

HSコードは、最終的には輸入国税関の判断に従わざるを得ないことが多いが、事前教示制度を活用し、かつ、その際、自身が考えるHSコードとその理由について、しっかり説明を行う。どうしても輸入国税関の判定に納得がいかない場合、国レベルとはなるが、世界税関機構(WCO)からのコメントを取るという方法もある。

事例3**フィリピンにおけるHSコード年版トラブル****(内容)**

日本からフィリピン向け輸出で日ASEAN協定(AJCEP)利用で、AJCEPの特恵税率通関しようとしたところ、日本商工会議所で発給された特定原産地証明書が協定年版であるHS2002であったことから、これが輸入申告で使われる最新版のHS2022と異なるとの理由で、AJCEP特恵税率(無税)が否認され、一般(MFN)税率(15%)が課されようとしている。紙おむつがHS2002では紙製品に分類され4818.40だが、HS2022では2012年改訂時に誕生した衛生用品の分類9619.00である。

(回答例)

ジェトロ・マニラ事務所に協力を求め、翌日フィリピン税関の方も参加するEPAセミナーを現地で開催することとなっており、会場で直接確認。フィリピン税関側もこれによりHS2002の特定原産地証明書を是認した。

事例4

書類間で品目数が異なる

(内容)

日本から中国に6品目のワインを輸出。このうち赤ワイン2種類と白ワイン2種類についてそれぞれ赤ワイン1種類、白ワイン1種類にまとめて原産品判定を行ったため、特定原産地証明書も4品目で発給された。これに対し、インボイスは6品目であったため、中国税関にて、RCEP税率が適用できないと言われた。

(回答例)

まず、インボイスを6品目から4品目に修正して対応を試みた。ところがパッキングリスト、原発事故の影響で求められる「産地証明書」までもが6品目で、特定原産地証明書だけが4品目となっているとのこと。このため、最終的に、原産品判定から6品目でやり直し、特定原産地証明書も遡及発給で6品目にて再度発給することとなった。

事例5**協定ではない国内法によるもの****(内容)**

輸入締約国において、一旦一般(MFN)税率で輸入通関してしまったことについて、事後に遡ってEPA税率を適用(遡及適用)し、既に支払ってしまった一般(MFN)税率との差額の還付請求をすることができるか。そして、その期限(時効)は。

(回答例)

これらの事項は、CPTPPのように協定で定められているものもあるが、多くの協定では、各国の関税法令による。日本では、ほとんどのEPAにおいて、輸入時に輸入許可前引取り(関税法第73条、BP扱い)の申請をしていない限り、一度一般(MFN)税率で輸入をしてしまった場合、それが最終となり、遡及適用はできない。しかし、CPTPPの場合には、協定に従い、輸入後1年以内の遡及適用が認められる(関税暫定措置法第12条の2)。日EU・EPAでは、日本では上述の通り、BP扱い以外は不可であるが、EUにおいては3年に限り、事後の遡及適用が可能。

事例6

タイでの事後調査による追徴課税

(内容)

これまで数年間、日本からタイ向け輸出で、タイにおいてMFN税率が無税の品目で輸入していたが、タイ輸入地税関が事後調査において、有税品のHSコードの判定となり、これまで輸入済み物品への関税遡及請求、及び追徴課税をタイ税関より要求された。元々MNFで課税判定であれば初期よりEPAを利用し無税で輸入できていたはずなのに、後出しでMFN税率が課税対象の判断で遡及されるのは納得できない。この救済方法はあるか？

(回答例)

各国の税関には、事後調査(Post Audit)の権限があるため、このようなことは起こり得る。対策としては、やはり、事前教示(Advance Ruling)制度を活用し、その輸入地におけるHSコードを確定させておくことが必要。

事例7

タイ税関でのpdf版の原産地証明書の拒絶

(内容)

2022年6～7月にかけて、日本商工会議所が発給したpdf版でのRCEP原産地証明書を利用し、タイへ輸出したところ、タイ税関から適用を否認される事案が複数発生した(食品、機械部品)。タイ税関の認識としては、タイとしては日タイEPA以外にpdfの原産地証明書を認めておらず、セルフ印刷したRCEP原産地証明書も受け付けられないとのこと。

(回答例)

ジェトロ・バンコク事務所、経済産業省経済連携課、在タイ日本大使館の農水アタッシェのルートなどを通じ解決を模索。8月初め、貨物の一つについて、RCEP税率を適用して通関できたとの連絡あり。8月中旬、タイ税関と日本政府側でミーティングを実施。8月21日付で日本外務省からタイ税関へ文書を送付。9月6日、タイ税関の内部文書「No. Gor Kor 0530(Gor)/86」にてpdf版でも受け付ける旨を全国の税関官署に周知。この結果、再びトラブルとなる場合は、当該文書番号を伝えてpdf版での通関が可能となった。

ご清聴ありがとうございました。

— お問い合わせ —

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

電話: 03-3582-4943 (EPA相談窓口・東京)

<https://www.jetro.go.jp/services/advice.html>

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kobe/>